

# 令和2年度高知県職員（看護教員）採用選考考査実施要領

令和2年5月1日

高 知 県

## 1 募集（採用予定）人員

1名

## 2 受験資格

次の（1）から（4）までに該当する人

（1）昭和36年4月2日以降に生まれた人

（2）次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 保健師、助産師又は看護師の免許を有し、保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、次の①から③までのいずれかの研修を修了した人又は令和3年3月31日までに修了する見込みの人

① 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

② 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

③ 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

イ 保健師、助産師又は看護師の免許を有し、保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3に規定する専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した人で、大学において教育に関する科目を4単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を4単位以上履修した人

ウ 保健師、助産師又は看護師の免許を有する人で、採用後、上記アの①の講習会の受講が可能な人（ただし、保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人に限る。）、又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に規定する専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した人で、上記イの単位履修が可能な人（ただし、大学において単位履修する場合は、大学卒業資格を有すること又は取得することが必要）

(3) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

### 3 応募（受験）の手続

(1) 受付

令和2年5月1日（金）から同年6月5日（金）までの間、高知県総務部人事課で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便による申込みは、令和2年6月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

※受験票は交付しません。当日考査会場においでください。

(2) 申込方法

申込書に次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

ア 保健師、助産師又は看護師免許証の写し1部

イ 「2 受験資格」(2)のアに該当する人にとっては、専任教員養成講習会等の修了証書の写し1部、または受講中の場合にとっては、各教育機関の在学証明書1部

ウ 「2 受験資格」(2)のイに該当する人にとっては、最終学歴を証するもの及び成績証明書各1部、または単位取得中の場合にとっては、各教育機関の在学証明書1部

## 4 選考考査実施内容等

### (1) 試験の日時及び場所

| 日 時                       | 場 所                           |
|---------------------------|-------------------------------|
| 令和2年6月21日(日)<br>午前8時30分から | 高知市丸ノ内2丁目1-10<br>高知城ホール2階小会議室 |

### (2) 試験の方法及び内容

| 種 目      | 内 容                          |
|----------|------------------------------|
| 論 文 試 験  | 職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験 |
| 適 性 検 査  | 職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査   |
| 口述(面接)試験 | 人物、人柄等についての個別面接による試験         |

### (3) 各種目の配点

| 種目 | 論文試験 | 口述(面接)試験 | 総合得点 |
|----|------|----------|------|
| 配点 | 100点 | 100点     | 200点 |

## 5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/> に掲示します。

## 6 合格発表の時期

令和2年7月上旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

## 7 任命等

### (1) 採用の時期

令和3年4月1日(ただし、欠員の状況により、採用可能な方については、それ以前に採用される場合もあります。)

### (2) 勤務場所等

主に幡多看護専門学校に配属され、看護師の養成等の業務に従事します。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務(事務又は県立病院での看護業務等)に従事することもあります。

### (3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

### (4) 初任給等

令和2年4月1日現在の初任給は、採用前の職歴等に応じて加算される場合がありますが、幡多看護専門学校に配属され、看護師の養成等の業務に従事した場合、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、4年制大学を卒業し、民間病院等の常勤職員として5年間保健師、助産師又は看護師の業務に従事していた場合は218,700円（給料の調整額6,700円を含む。）となります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

### (5) その他

「2 受験資格」(2)のウに該当する人にあつては、採用後、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条に規定する専任教員としての要件を満たすため、「2 受験資格」(2)のア①の研修を受講し修了すること又は「2 受験資格」(2)のイの単位を履修することが必要となります。

## 8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

### (1) 対象者

受験者全員

### (2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

### (3) 請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手404円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

## 9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前8時30分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）



## 高知県職員（看護教員）採用選考考査実施要領 補足説明

令和2年度高知県職員（看護教員）採用選考考査実施要領の「2 受験資格」に記載している「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定は、下記のとおりです。

### ○保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抜粋）

（看護師学校養成所の指定基準）

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれにならうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

別表三（第四条関係）(抜粋)

| 教育内容  | 単位数   |    |
|-------|-------|----|
| 専門分野Ⅰ | 基礎看護学 | 一〇 |
|       | 臨地実習  | 三  |
|       | 基礎看護学 | 三  |
| 専門分野Ⅱ | 成人看護学 | 六  |
|       | 老年看護学 | 四  |
|       | 小児看護学 | 四  |
|       | 母性看護学 | 四  |
|       | 精神看護学 | 四  |
|       | 臨地実習  | 一六 |
|       | 成人看護学 | 六  |
|       | 老年看護学 | 四  |
|       | 小児看護学 | 二  |
|       | 母性看護学 | 二  |
|       | 精神看護学 | 二  |